

○上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に関する指針

平成17年12月27日市長決裁

改正

平成18年8月18日市長決裁

上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年上尾市条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき市長が行う公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関し、条例及び上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年上尾市規則第73号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(財務の状況を示す書類等)

第2条 条例第2条第3号の当該団体の財務の状況を示す書類は、申請の日の属する事業年度の前事業年度における申請者に関する収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類とする。

2 規則第2条第2項第6号の市長が必要と認める書類は、それぞれの公の施設に係る指定管理者の指定の申請に応じ、市長があらかじめ指定する書類とする。

(個人情報の適正な取扱いの確保について判断するに当たり参酌すべき規定等)

第3条 条例第3条第1項第5号に規定する個人情報の適正な取扱いを確保することができることを判断するに当たっては、上尾市個人情報保護条例（平成11年上尾市条例第31号）第11条第2項において準用する同条第1項の規定及び同条例第12条の2の規定を参酌して、これを行うものとする。

2 条例第4条第2項第3号の個人情報の保護に関する事項を協定で定めるに当たっては、前項の上尾市個人情報保護条例の規定を考慮するものとする。

3 条例第5条第5号の公の施設の管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項のほか、それぞれの公の施設の特性に応じ、市長が指定する事項とする。

(事業報告書の議会への報告)

第4条 市長は、条例第5条の規定に基づき提出された事業報告書の内容又はその概要を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項に規定する決算に係る会計年度における主

要な施策の成果を説明する書類に記載して議会に報告するものとする。

(指定管理者による管理を継続することが適当でないとき)

第5条 条例第7条第1項第5号に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないときとは、次に掲げるときその他公の施設の管理に具体的な支障が生じていなくとも当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときとする。

(1) 指定管理者として指定を受けている法人その他の団体が、次に掲げる団体のいずれかに該当すると認めるとき、又は犯罪その他の反社会的な行為を行ったとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(次号において「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

(2) 指定管理者として指定を受けている法人その他の団体の代表者等(法人にあってはその代表者及び取締役、理事等の役員(非常勤である役員を含む。))並びに経営に事実上参加している者をいい、法人以外の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が、暴力団の構成員等であると認めるとき、又は犯罪その他の反社会的な行為を行ったとき。

(原状回復義務等を免除することができる場合)

第6条 条例第8条ただし書の市長の承認により指定管理者の原状回復義務を免除することができる場合とは、当該指定管理者が管理をしなくなった公の施設における施設又は設備の変更の内容が、当該公の施設における施設又は設備の性能を向上させるものであって原状への回復を要しない場合等とする。

2 条例第9条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認めるときとは、人命に係わる事故等の緊急事態が突発的に発生し、故意により、指定管理者が管理をする公の施設における施設又は設備を損傷し、又は滅失しなければ、人命を救出することができなかつた場合等とする。

附 則

この指針は、条例の施行の日から施行する。

附 則 (平成18年8月18日市長決裁)

この指針は、決裁の日から施行する。